（罰則に関する経過措置）

第五条　この法律の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条　平成三十一年に行われる参議院議員の通常選挙に向けて、参議院の在り方を踏まえて、選挙区間における議員一人当たりの人口の較差の是正等を考慮しつつ選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、必ず結論を得るものとする。

（最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正）

第八条　最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第四十九条の表中欄中「選挙管理委員会」を「中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、参議院合同選挙区選挙管理委員会の委員若しくは職員、選挙管理委員会」に改める。

（漁業法の一部改正）

第九条　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第九十四条の表第二十三条第一項の項中「、中央選挙管理会」を「中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会」に改め、同表第百十一条第二項の項中「第百十二条」を「次条」に改め、同表第百三十六条の項中「左の各号に」を「次に」に改める。

（国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正）

第十条　国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「選挙管理委員会」の下に「並びに参議院合同選挙区選挙管理委員会」を加える。

第六条第一項の表中「参議院選挙区選出議員選挙会」の下に「（参議院合同選挙区選挙（公職選挙法第五条の六第二項に規定する参議院合同選挙区選挙をいう。以下同じ。）にあつては、参議院選挙区選出議員選挙分会」を加え、同表に次のように加える。

参議院選挙区選出議員選挙会（参議院合同選挙区選挙に係るものに限る。）	一、一一八、四〇三

第六条第二項中「参議院選挙区選出議員選挙会」の下に「（参議院合同選挙区選挙にあつては、参議院選挙区選出議員選挙分会」を、「百十二万千九百三十円」の下に「、参議院選挙区選出議員選挙会（参議院合同選挙区選挙に係るものに限る。）にあつては六十八万三千九百八十円」を加える。

第十四条第一項中「あつては、」を「あつては」に改め、「選挙分会長」の下に「、参議院合同選挙区選挙にあつては選挙長及び選挙分会長」を加える。

第十五条第一項中「選挙会経費」の下に「（参議院合同選挙区選挙にあつては、選挙分会経費）」を加える。

（農業委員会等に関する法律の一部改正）

第十一条　農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条の表第二十三条第一項の項中「、中央選挙管理会」を「中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会」に改める。

総務大臣　山本　早苗
農林水産大臣　林　芳正
内閣総理大臣　安倍　晋三

省令

○厚生労働省令第百二十九号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二十七条第一項、第五十九条第三項及び第百十三条の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年八月五日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

第一条　労働安全衛生規則の一部を改正する省令

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二節　飛来崩壊災害による危険の防止（第五百三十四条―第五百三十九条）　第三節　ロープ高所作業における危険の防止（第五百三十九条の二―第五百三十九条の九）」を「第二節　飛来崩壊災害による危険の防止（第五百三十四条―第五百三十九条）　第二編第九章第二節の次に次の一節を加える。

第三節　ロープ高所作業における危険の防止

（ライフラインの設置）

第五百三十九条の二　事業者は、高さが二メートル以上の箇所であつて作業床を設けることが困難なところにおいて、昇降器具（労働者自らの操作により上昇し、又は下降するための器具であつて、作業箇所の上方にある支持物にロープを緊結してつり下げ、当該ロープに労働者の身体を保持するための器具（以下この条及び次条において「身体保持器具」という。）を取り付けたものをいう。）を用いて、労働者が当該昇降器具により身体を保持しつつ行う作業（四十度未満の斜面における作業を除く。以下この節において「ロープ高所作業」という。）を行うときは、身体保持器具を取り付けたロープ（以下この節において「メインロープ」という。）以外のロープであつて、安全帯を取り付けるためのもの（以下この節において「ライフライン」という。）を設けなければならない。

（メインロープ等の強度等）

第五百三十九条の三　事業者は、メインロープ、ライフライン、これらを支持物に緊結するための緊結具、身体保持器具及びこれをメインロープに取り付けるための接続器具（第五百三十九条の五第二項第四号及び第五百三十九条の九において「メインロープ等」という。）については、十分な強度を有するものであつて、著しい損傷、摩耗、変形又は腐食がないものを使用しなければならない。

2　前項に定めるもののほか、メインロープ、ライフライン及び身体保持器具については、次に定める措置を講じなければならない。

一　メインロープ及びライフラインは、作業箇所の上方にある堅固な支持物（以下この節において「支持物」という。）に緊結すること。この場合において、メインロープ及びライフラインは、それぞれ異なる支持物に、外れないように確実に緊結すること。

二　メインロープ及びライフラインは、ロープ高所作業に従事する労働者が安全に昇降するため十分な長さのものとすること。

三　突起物のある箇所その他の接触することによりメインロープ又はライフラインが切断するおそれのある箇所（次条第四号及び第五百三十九条の五第二項第六号において「切断のおそれのある箇所」という。）に覆いを設ける等これらの切断を防止するための措置（同号において「切断防止措置」という。）を講ずること。

四　身体保持器具は、メインロープに接続器具（第一項の接続器具をいう。）を用いて確実に取り付けること。

（調査及び記録）

第五百三十九条の四　事業者は、ロープ高所作業を行うときは、墜落又は物体の落下による労働者の危険を防止するため、あらかじめ、当該作業に係る場所について次の事項を調査し、その結果を記録しておかなければならない。

一　作業箇所及びその下方の状況

二　メインロープ及びライフラインを緊結するためのそれぞれの支持物の位置及び状態並びにそれらの周囲の状況

三　作業箇所及び前号の支持物に通ずる通路の状況

四　切断のおそれのある箇所の有無並びにその位置及び状態